

## 第 9-11 表 育児に対する経済的支援（児童手当等）

Table 9-11: Financial support for childcare, including child benefits

	日本		アメリカ	イギリス	
種別	児童手当	扶養控除 (所得税、住民税)	児童税額控除	児童給付	児童税額控除
根拠法	児童手当法 (1971年)	所得税法 (1965年)、 地方税法 (1950年)	1997年納税者 救済法	1975年児童給付 法	2002年税額控除 法
管理運営	市区町村 (公務員は 所属庁等で実施)	国税庁、都道府 県、市区町 村	内国歳入庁	歳入関税庁	
財源	国、地方 (都道府 県、市町村)、事 業主拠出金で構 成 (国 54.9%、地 方 27.5%、事業主 8.4%、公務員分 9.2%、2020年度予 算ベース)			一般財源	
受給 (適用) 要件	支給対象: 中学校修 了までの国内に住所を 有する児童 受給資格者: 監護生 計要件を満たす父母 等	控除対象: 扶 養親族のうち、 その年 12 月 31 日現在の年齢が 16 歳以上の者 等	17 歳未満の子 がいる者。 (2021 年はアメ リカ救済計画法 により、18 歳未 満に拡大)	16 歳未満 (フルタ イムの教育・職業 訓練を受けている場 合は 20 歳未満) の子を扶養してい る者 収入が年間で 5 万 ポンドを超える所得 者を世帯に含む場 合は、課税対象と なる	就労税額控除の 適用を受けており、 16 歳未満 (フル タイムの教育・職 業訓練を受けてい る場合は 20 歳未 満) の子を扶養し ている者 収入等に応じた減 額措置あり
給付 (控除) 内容	①所得制限額未満の 世帯: 3 歳未満は 月額 1 万 5000 円、 歳以上小学校修了 まで第 1 子・第 2 子は月額 1 万円、 第 3 子以降は月額 1 万 5000 円、学 生は月額 1 万円 ②所得制限額以上の 者: 当分の間の特 例給付月額 5000 円 (注 1)		(子 1 人当たり) 2,000 ドル / 年 (2021 年はアメ リカ救済計画法 により、子 1 人 当たり 3,000 ド ル / 年、6 歳未 満の場合は 1 人 当たり 3,600 ド ル / 年へと拡大)	第 1 子: 21.15 ポンド / 週 第 2 子以降: 1 人当たり 14.00 ポンド / 週 (2021 年度)	家族控除 (注 2): 545 ポンド / 年 児童加算: (1 人当たり) 2845 ポンド / 年 (2021 年度) 障害を持つ児童の 場合はさらに加算 あり

注 1) 所得制限額は年収 960 万円未満 (夫婦・児童 2 人世帯の場合) を基準に設定、2012 年 6 月分から適用。また、保育料は手当から直接徴収が可能、学校給食費等は本人の同意により手当から納付することが可能 (いずれも市町村が実施するかを判断)。

2) 家族控除の適用は、2017 年 4 月 6 日の制度改革以前に出生した児童を含む場合のみ。また、制度改革以降に出生した児童がいる場合、支給対象は 2 名まで。

## 第 9-11 表 育児に対する経済的支援（児童手当等）（続き）

Table 9-11: Financial support for childcare, including child benefits (cont.)

種別	ドイツ			フランス（注4）	
	児童手当 (Kindergeld)	児童加算 (Kinderzuschlag)	児童控除 (Kinderfreibetrag)	家族手当 (Allocations familiales)	乳幼児迎入れ 手当 (Paje) の基 礎手当
根拠法	1996 年 租 税 法 62 条 及 び 児 童 手 当 法	児童手当法	1996 年 租 税 法	社会 保 障 法 典 L521-1 ～ L521-3 条	社会 保 障 法 典 L531-1 条
管理 運営	家族金庫（連邦雇用エージェンシー内に 付設）、監督指揮権は、連邦家庭省に ある		税務署	全国家族手当金 庫（CNAF）	同左
財源	一般財源 (連邦：100%)	同左		企業の拠出金：43.8%、一般福祉税 など租税：22.1%、諸手当に対する国 及び県の負担金：21.9%（CNAFの主 な財源、2012年）	
受給 (適用) 要件	18 歳 未 満（教 育 期 間 中 の 子 に つ い て は 25 歳 未 満、失 業 中 の 子 に つ い て は 21 歳 未 満、25 歳 到 達 前 に 障 害 を 負 っ た こ と に よ り 就 労 困 難 に な っ た 子 に つ い て は 無 期 限） の 子 を 扶 養 し て い る 者	同左 低所得の親に対し て児童手当に加算 して支給 両親及び1人親 の子が未婚で25 歳以下かつ同居し ており、その子の児 童手当を受給して いる場合	子どもを養育する 場合、一定額が 控除対象となる (注3)。「児童扶 養控除」と「養 育教育控除」があ る。	20 歳 未 満 の 子 を 2 人 以 上 扶 養 し て い る 者（所得制限 なし）	所得に応じて制限 がある。2018年4 月以降に生まれた 子を持つ親と201 8年4月以前に生 まれた子を持つ親 では異なる
給付 (控除) 内容	第 1 子・第 2 子 は 月 219 ユーロ、 第 3 子 は 月 225 ユーロ、第 4 子 以 降 は 1 人 に つ き 250 ユーロ (2021年)	児童 1 人 に つ き 205 ユーロ が 上 限 (2021年)	児童 1 人 あた り、「児童扶養控 除（夫婦計年 5,172 ユーロ）」と「養 育教育控除（夫 婦計年 2,640 ユー ロ）」が対象。し たがって、合計で 年額 7,812 ユーロ (2020年)	子 の 年 齢 や 数 に 応 じ て 決 ま る。20 歳 未 満 の 子 ども が 2 人 お り、年 収 が 6 万 9933 ユーロ 以 下 で、2 人 と も 14 歳 未 満 で あ る 場 合、月 額 132.08 ユ ー ロ (2021 年 12 月 現 在)	原則、 月 額 184.62 ユーロ (2021 年 12 月 現 在)

出典：厚生労働省「海外情勢報告2020」、日本：厚生労働省、内閣府、財務省ウェブサイト、イギリス：Gov.ukウェブサイト等、ドイツ：家庭・高齢者・女性・青少年省(BMFSFJ)ウェブサイト、フランス：家族手当金庫(CAF)、政府公共サービスウェブサイト

注3) 児童手当は、毎月支給されるが、暦年終了後、所得税の査定に当たり、所得控除の方が児童手当よりも有利である場合には、所得控除が適用されるとともに、児童手当が精算される。このほか養育関連費用については、2012年以降、親子の境遇にかかわらず課税対象から控除される

4) 上記以外に様々な家族給付があるほか、税制上又は年金上の優遇措置がある。